

## 青森県内の定期健康診断データ

一般定期健康診断結果がまとまりましたのでお知らせします。

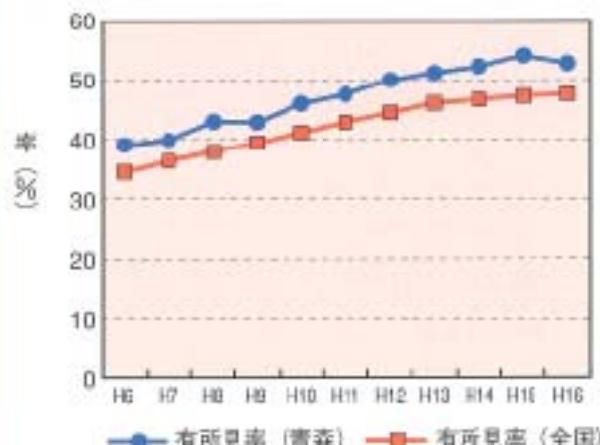
平成16年における青森県内の有所見率は52.8%と前年より1.3ポイント減少したものの依然として高水準で推移しています。

青森労働局では、健康診断の実施及びその結果に基づく事後措置の徹底を図る等、引き続き、事業場における産業保健活動の推進を図ってまいります。

### 青森県内の定期健康診断結果の推移

	健診実施事業場数	受診者数	有所見人数	有所見率(青森) (%)	有所見率(全国) (%)
平成6年	939	102,578	40,091	39.1	34.6
平成7年	1,015	106,425	42,411	39.9	36.4
平成8年	1,054	112,539	50,200	43.0	38.0
平成9年	1,087	116,920	50,135	42.9	39.5
平成10年	1,039	103,481	47,613	46.0	41.2
平成11年	1,094	111,690	53,102	47.5	42.9
平成12年	1,105	113,312	56,715	50.0	44.5
平成13年	1,169	119,892	61,407	51.2	46.1
平成14年	1,162	116,931	61,166	52.3	46.7
平成15年	1,174	114,725	62,094	54.1	47.3
平成16年	1,154	112,754	59,566	52.8	47.6

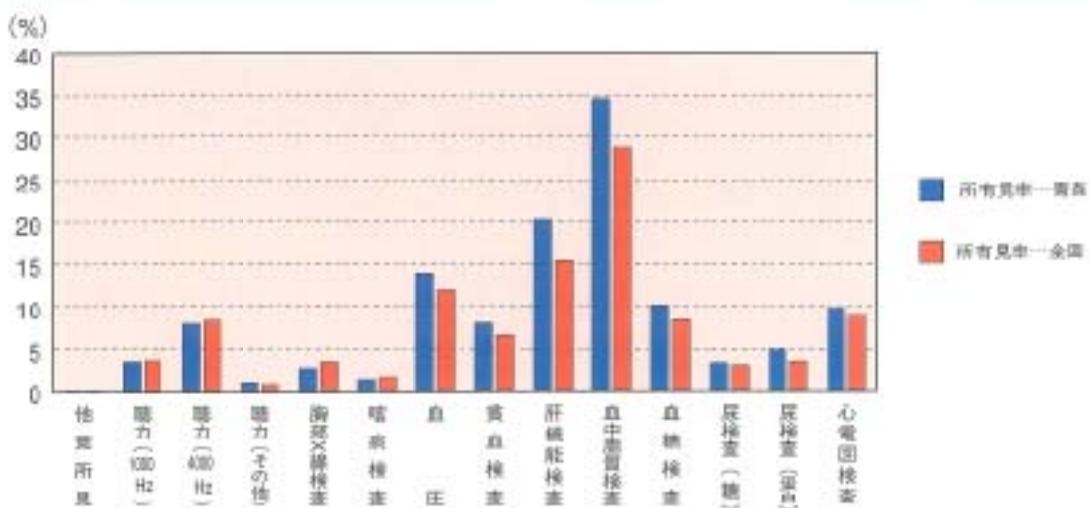
労働者50人以上の事業場（健康診断結果報告による）



### 平成16年 定期健康診断結果の比較（有所見率）

項目	有所見率	
	青森	全国
他覚所見	0.00	0.00
聴力(1000Hz)	3.58	3.72
聴力(4000Hz)	7.97	8.36
聴力(その他)	0.91	0.69
胸部X線検査	2.81	3.55
喀痰検査	1.25	1.55
血圧	13.85	11.96
貧血検査	7.97	6.57

項目	有所見率	
	青森	全国
肝機能検査	20.20	15.27
血中脂質検査	34.49	28.66
血糖検査	10.14	8.32
尿検査(糖)	3.36	3.07
尿検査(蛋白)	4.85	3.53
心電図検査	9.77	8.93
眼科検診	38.38	34.53
有所見者(合計)	52.83	47.63



# 建築物の 解体等の作業における石綿対策

## 石綿障害予防規則の概要

石綿は、1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されました。今後これらの建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されます。

石綿含有製品のうち建材、摩擦材及び接着剤については、既に製造、使用等が禁止されていますが、さらに、関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るため、石綿障害予防規則を制定し、**平成17年7月1日**より施行することとしました。



## 建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する規制の体系

実施すべき事項	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等			
	① 石綿等が吹き付けられた建築物等		② 石綿等が張り付けられた建築物等 (若じんを著しく発散するおそれのあるもの)	③ ①, ②以外の建築物等
	耐火建築物又は準耐火建築物	その他		
事前調査	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○
計画の届出	○			
作業の届出		○	○	
特別教育	○	○	○	○
作業主任者	○	○	○	○
保護具等	○	○	○	○
温潤化	○	○	○	○
隔離	○	○		
作業者以外立入禁止			○	
関係者以外立入禁止	○	○	○	○
注文者の配慮	○	○	○	○

②は、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有吸音材を指すものである。

## 建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井／壁 内装材	スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、パリブセメント板
天井／床 吸音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹付け材
天井防露防止材	屋根折版用断熱材、石綿含有吹付け材
床材	ビニル床タイル、フロア材
外壁／軒天 外装材	麻葉系サイディング、スラグセッコ板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第一種
耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆板、けい酸カルシウム板第二種
屋根材	スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
煙突材	石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材

## 石綿障害予防規則に定める措置事項（抜粋）

### 1. 管理方針

建設物等の解体等の作業を行つときは、あらかじめ、二段階調査等について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、さらに分析鑑定し、これらの調査結果を記録しておかなければなりません。

ただし、石綿等が取付けられていないことが明らかな、石綿等が使用されているものとみる、法令に定める基準を満たすとされ、分別対応についてこの限りではありません。

### 2. 作業計画

石綿等が使用されている建設物等の解体等の作業を行つときは、あらかじめ以下の事項を示した作業計画を定め、その計画による作業を行つとともに、労働者に周知させなければなりません。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿等の軽じんの飛散を防止し、又は抑制する方法
- ③ 作業を行つ労働者への石綿等の軽じんのばく露を防止する方法

### 3. 作業の実施

石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業を行つときは、あらかじめ、労働基準監督署長に届け出しなければなりません。

### 4. 取扱いられた石綿等の除去に係る措置

石綿等が取付けられたりして建設物等の解体等の作業を行つ場合は、取り扱われた石綿等の除去作業を行う場所をそれ以外の作業を行なう作業場から異動しなければなりません。

### 5. 保険材・耐火被覆材等の除去に係る措置

石綿等が使用されている保険材、耐火被覆材等の除去作業に労働者を従事させることは、原則として作業場内に作業状況を除外する者が立ち入ることを禁上し、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

特定元方事業者は、他の作業が保険材等の除去作業と同一の場所で行われると認め、除去元方の労働者までに、開発事業人に当該作業の実施について通知するとともに、作業場周辺の被覆等の覆面を講じなければなりません。

### 6. 石綿等の取扱いの禁止

建設物等の解体等の作業を行なう事業の担当者は、当該仕事の責任人に対し、当該仕事に係る建設物等における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければなりません。

### 7. 建設物等の解体等の作業名

建設物等の解体等の作業を行なう事業の担当者は、石綿等の使用の調査、建設物等の解体等の方法、費用、工期等について、法及びこれに基づく命令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。

### 8. 取扱いの禁止

石綿等を取扱う作業に労働者を従事させてはいけません。

### 9. 石綿等の取扱いの禁止・措置

以下のいずれの作業に労働者を従事させるときは、原則石綿等を覆面状態のものとするとともに、石綿等の切ひく、等を入れるためにのみのための容器を搬入しなければなりません。また、呼吸用作業服、作業衣（又は保護衣）を使用せなければなりません。

- ① 石綿等の切削、研磨、研磨等の作業
- ② 石綿等を壊すし、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
- ③ 表紙の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- ④ 老後の石綿等を運搬する作業
- ⑤ ①～④の作業において飛散した石綿物の軽じんの揮散の作業

### 10. 立入禁止措置

石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、労働者以外の者が立ち入ることを禁上し、かつて、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

### 11. 石綿作業主任者の選定

特定石綿等を製造し、又は取り扱う作業については、必要な技能講習を修了した者の中から、石綿作業主任者を選任し、以下の事項を行なわなければなりません。

- ① 作業に従事する労働者が特定石綿物の軽じんにより汚染され、又はこれを吸入しないように、作業方法等を決定し、労働者を指導すること。
- ② 同時排気装置、フレッシュアラーム排気装置、除じん装置その他の労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一并を組みない作業にとじて点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。

### 12. 條旨の教育

石綿等が使用されている建設物等の解体等の作業に係る労働者を

試かせるときは、当該労働者に対し、次の項目について、当該業務に関する者のための知識の確認を行なはなければなりません。

- ① 石綿等の有害性
- ② 石綿等の使用状況
- ③ 石綿等の軽じんの飛散を抑制するための措置
- ④ 保護具の使用方法
- ⑤ ①～④のほか、石綿等のばく露の防止に向けた必要な事項

### 13. 措置の実施

作業者の床等については、水洗する等軽じんの飛散しない方法によって、毎日一度以上、清掃を行なわなければなりません。

### 14. 清掃設備

石綿等を製造し、又は取り扱う作業場に労働者を従事させるとときは、洗剤、洗剤又はうがいの設備、更衣脱衣室及び洗浴のための設備を設けなければなりません。

### 15. 石綿等

石綿等を製造し、又は販賣するときは、当該石綿物の軽じんが飛散するおそれがないように、開封せぬ原封を封印し、又は包装業者を指名し、簡易やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示するとともに、石綿等の保管については、一定の場所を定めなければなりません。

石綿等の遮蔽、防護等ために使用した包装、又は包装についても、当該石綿等の軽じんが飛散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて並置しておかなければなりません。

### 16. 石綿等の廃止

石綿等を製造し、又は取り扱う作業場で労働者が嘔吐し、又は嘔吐することを禁上し、かつて、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければなりません。

### 17. 地元

石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、以下の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。

- ① 石綿等を製造し、又は取り扱う作業場である旨
- ② 石綿等の人体に及ぼす作用
- ③ 石綿等の取扱い上の注意事項
- ④ 使用すべき保護具

### 18. 作業の計画

石綿等を製造し、又は取り扱う作業場において専門作業に従事する労働者について、一月を経ない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存しなければなりません。

- ① 労働者の氏名
- ② 並重した労働の履歴及び当該作業に従事した時間
- ③ 石綿等の軽じんにより著しく汚染される事例が生じたときは、その概要及び当事業者が開いた必要的な措置の概要

### 19. 相談訪問の実施

特定石綿等を製造し、又は取り扱う作業場に専門従事する労働者に向け、輸入され又は輸出業者への保護措置の取扱い及びその他の内六ヶ月ごとに一回、常時従事させたことのある労働者や、尋ねてしているものに拘し、六ヶ月以内ごとに一回、それぞれ定期的に、石綿に質する特殊測定診断を行なわなければなりません。

被覆診断（皮膚のものによる）を行なったときは、退路なく、石綿便通診断結果報告書（様式第二号）を労働者や労働者提出に提出しなければなりません。

### 20. 保護具等の使用

保護具等が使用された場合には、他の衣服等から漏れして衣類し、また、保護具等に付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してもなりません。ただし、廻遊のため、被覆等に懸念したときは、この限りではありません。

### （注）用語について

#### 石綿等

- 全ての石綿
- ①を7%を超えて含有する製品

#### 特定期材

- アモサイト及びクロシルライト以外の石綿
- ①を1%を超えて含有する製品（石綿含有の建材、医薬品、化粧品等）

なお、石綿等であって特定石綿等に該当しないものは製造業者が禁止されていますが、禁止される前に製造又は輸入されたものは特定石綿等とみなされます。